

江東区立臨海小学校PTA会則

改正 令和5年5月12日

第1章 名称

第1条 本会は江東区立臨海小学校PTAと称し、事務所を東京都江東区門前仲町1-1-6、江東区立臨海小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者(父母又はこれにかわるもの)と教職員との協力により、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長と会員の親睦をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は、非営利的・非宗教的・非政党的であって、本会及び本会役員の名において、営利企業の支持・政党の支持候者の推薦をしない。

第5条 本会は、児童の福祉の為に活動する他の社会的諸団体・諸機関と協力する。またPTA連合会の会員又は役員となり、これに参加する事ができる。

第6条 本会は、自主独立のもので、他の団体の支配・統制・干渉を受けない。

第7条 本会は、学校の管理や、教職員の人事・教育行政に干渉しない。

第4章 事業

第8条 本会は、第2章の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 児童の福利厚生に関する事。
2. 校外における生活指導及び徳行奨励に関する事。
3. 児童の生活環境改善に関する事。
4. 会員の研修と親睦に関する事。
5. 会の宣伝に関する事。
6. 各種団体との連絡・協力に関する事。
7. その他必要と認める事業。

第5章 会員

第9条 本会の会員は、本校在籍児童の保護者及び現に勤務する教職員とする。本会への入会及び退会については、細則で定める。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、会費その他を以って支弁する。

第11条 会員の会費は、児童1名につき月額400円とする。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員・会計監査及び委員の選出

第13条 本会の役員・会計監査は次の通りとする。

「役員」

名誉会長 1名(学校長)

会長 1名(保護者)

副会長 2名以上若干名(保護者1名以上、副校長)

書記 3名以上若干名(保護者2名以上、教員1名)

会計 3名以上若干名(保護者2名以上、教員1名)

「会計監査」

会計監査 2名以上若干名(保護者)

第14条 学級委員は次の通りとする。

1. 各学級に3名の学級委員または各学年に6名の学級委員をおく。但し、第6学年は各学級に1名の学級委員または学年に2名の学級委員とする。

2. 単学級の学年は4名の学級委員をおく。但し、単学級の第6学年は2名の学級委員とする。

3. 委員選出の方法は次の通りとする。

(1) 学級委員は、原則として学級保護者の互選とし、学級代表を1名、単学級の学年は2名選出する。但し、複数学級の学年において学級における互選に代わり、学年保護者の互選とすることができるものとする。学年保護者の互選とする場

合、第6学年を除き、学年から6名の学級委員を選出し、うち2名の学級代表を選出する。

(2) 欠員が生じた場合は、その学級の中で補充する。

第15条 本校教員は、全員が委員になるものとする。

第16条 役員・会計監査及び委員の任期は1年とする。但し再任することができる。

第17条 役員・会計監査の選考と就任は次の手続きによる。

1. 会長は、会長選考委員会がその候補者を選出し、総会の承認を得る。会長選考委員会の構成については細則で定める。
2. 副会長・書記・会計は、役員選考委員会がその候補者を選出し総会の承認を得る。但し、年度途中であっても役員会が必要と認めたときは、実行委員会に諮りその議決をもって役員に就任することができるものとする。役員選考委員会の構成については、細則で定める。
3. 会計監査は、役員会の協議により2名以上を選出する。候補者は、当該年度最終の役員会までに選出を終え、総会の承認を得る。
4. 教員を以って充当する役員は、学校長が推薦し、総会の承認を得る。
5. 会長及び役員・会計監査の選考に関するその他の必要事項は細則で定める。

第18条 役員・会計監査に欠員を生じた場合は次の手続きによる。

1. 会長に欠員が生じた場合には実行委員会を開き副会長の中より補充する。
2. 役員(会長を除く)に欠員が生じた場合には実行委員会を開き補充する。
3. 会計監査に欠員が生じた場合には実行委員会を開き補充する。

第8章 顧問

第19条 本会に、若干名の顧問を置く。顧問は会長の諮問に答える。

第9章 役員及び会計監査の任務

第20条 役員及び会計監査の任務は次の通りとする。

1. 会長

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・役員会・実行委員会・委員総会を召集し、役員会及び実行委員会の議長となる。
- (2) 会長は特定の目的を遂行する為、実行委員会に諮り、専門委員会又は小委員会、もしくはは研究班を設置する。
- (3) 実行委員会に諮り顧問を推薦する。
- (4) 実行委員会に諮り会務の執行に必要な細則内規を定める。

2. 副会長

副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは代理を務める。

3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種の通知を発送する。

4. 会計は本会に関する収入支出を記録し、会計に関する簿冊、書類を保管し、予算決算書を作成する。又、必要ある時は中間報告を作成する。

5. 会計監査

(1) 会計監査は役員から独立した監査職であり、役員の職務は負わず役員会その他の会合には原則として出席はない。但し会計監査が希望すればいつでも全ての会合に出席し、会計的観点から意見を述べ、会計経理が適正に行われていない時、又は甚だしく失態が認められるときは警告を与え、又は会計の更迭を要求する事ができる。

(2) 会計監査は会計を定期的又は随時に監査して、その結果を会長及び総会に報告する。

第10章 総会

第21条 定期総会は毎年度始めに開く。

第22条 総会は会の最高議決機関である。

第23条 実行委員会が必要ありと認められた時又は会員の5分の1以上が要求した時は、臨時総会を開く事ができる。

第24条 総会の議長は会員の中より選出する。

第25条 総会に付議する事項は概ね次の通りとする。

1. 会則の改正又は変更
2. 役員・会計監査の承認
3. 予算決算の承認
4. その他必要な事項

第26条 総会の定足数は、委任状を含めて会員の5分の1以上とする。議決は、出席者の過半数の同意を以って行う。

第27条 同一議題により再召集されたすべての集会は、定足数以下でも成立し議決することができる。

第11章 役員会

第28条 役員の仕事は、総会の決議に従って会を運営し、その責を負う。

第29条 役員会は重要案件並びに予算原案の作成、事業計画の審議検討をする。

第12章

第30条 各種委員会委員長・副委員長を選出する。

第31条 会長は次の場合に委員総会を開くことができる。

1. 各種委員会の連絡を図る場合
2. その他、実行委員との連絡

第13章 実行委員会

第32条 実行委員会は本会の執行機関である。

第33条 実行委員会は、役員、各種委員会委員長及び各学級代表を構成員として原則毎月1回開く。各構成員は、代理者を指定して出席させることができるものとする。その定足数は、役員、各種委員会委員長、各学年の学級代表1名の合計人数の2分の1以上とする。会長が必要と認められた時は臨時会を開くことができる。

第34条 実行委員会の仕事は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案、報告書の作成
2. 各種委員会から提出された事業計画の検討・調整
3. 特別委員会設定の審議
4. 学校との各種連絡
5. その他、緊急、必要な会務の審議・承認

第14章 各種委員会

第35条 本会は、第4章の事業を行うため、次の常設の委員会をおく。

1. 校外委員会
2. 広報委員会

第36条 学級代表以外の委員は常設の各委員会に分属する。

第37条 委員会には委員長及び副委員長2名をおく。但し副委員長の1名は教員とする。その選出は次の通りとする。

1. 委員長・副委員長は、各種委員会の委員の互選とする。
2. 教員を以って充当する副委員長は学校長が推薦する。

第38条 削除

第39条 校外委員会は、在校生の校外生活指導等につとめ、関係機関と協力連絡にあたる。

第40条 広報委員会は、本会の事業の宣伝、機関紙刊行等の広報活動を担当する。

第41条 各種委員会の召集は、それぞれの委員長が会長に連絡して行う。

第42条 各種委員会の事業計画は、実行委員会に提出するものとする。

第43条 緊急を要する委員会の事業は、会長の承認を得てこれを行うことができる。この場合、以後最初の実行委員会に経過を報告するものとする。

第15章 学年委員会・学級委員会

第44条 本会は、児童教育の充実について、学校と家庭との教育的協力をはかるために次の委員会をおく。

1. 学年委員会
2. 学級委員会

第45条 学年委員会は、当該学年における委員並びに担任によって構成される。学級委員会は、当該学級の委員並びに担任によって構成される。

第46条 学年委員会には、学年代表をおく。学年代表は各学年の学級代表とする。学級代表は必要に応じて学年委員会を開き、学級間の連絡を密にするとともに、実行委員会との連絡をはかる。

第47条 学級代表は随時学級委員会を開き、学級における児童の育成について協力し、学級における会員との連絡を密にして会員と実行委員会との連絡をはかる。

第16章 設立日

第48条 本会の設立日は昭和24年6月1日とする